

地域包括支援センターからの政策提言（令和7年度分）に係る
対応の方向性等について

I 提案件数

全42件

i) 主な内訳（課題の範囲別）

全市レベルの課題	24件
日常生活圏域レベルの課題	15件
地区レベルの課題	3件

ii) 「全市レベルの課題」の主な内訳

移動支援に関すること (主な政策提言) ▶ 「タクシー代助成制度の創設」 ▶ 「第3セクターによる新しいバス事業の創設」 ▶ 「相乗りサービスの創設」	5件
ごみ出し支援に関すること (主な政策提言) ▶ 「米子市福祉事業者ごみ出し拠点事業の拡充」 ▶ 「高齢者のごみ出し支援の充実」 ▶ 「24時間ごみ出してできる環境の整備」	3件
身寄りのない高齢者の支援に関すること (主な政策提言) ▶ 「身寄りのない方の身元保証に関する支援」 ▶ 「身寄りのない方の保証人に関する支援」	2件
その他 (主な政策提言) ▶ 多職種連携：「薬剤師との情報共有の仕組みづくり」 ▶ 実態把握：「行政各部署と連携した効果的なアウトリーチの仕組み構築」 ▶ 民生委員：「民生委員の負担軽減のための取組」 ▶ 生活支援：「剪定、草刈りの有償ボランティアの仕組みづくり」 ▶ 防災：「福祉避難所の正しい理解と、それに準ずる避難先の整備」ほか	14件

2 政策提言の傾向及び本市の方向性等について

- 全体的な傾向として、昨年度に引き続き、「身寄りのない高齢者に関すること」「移動支援に関すること」に係る提言が多かった。
- 移動支援については、昨年度の提言等を踏まえ、令和7年度に総合事業における訪問型サービスDの導入を行ったところであるが、更なる支援充実に向けては公共交通等とも連携・連動した施策展開等を図る必要がある。
- 「身寄りのない高齢者の支援」は今後も重点的かつ継続的に取り組む事項であると考えられ、これらの者を取り巻く多様な課題及び支援ニーズに対応するためには、他業種・多職種との連携強化を推進する必要がある。
- その他、「生活支援に関すること」「地域における通いの場に関すること」など、地域で暮らす高齢者のサービス・支援が包括的に提供される仕組みの構築に関する提言を多くいただいており、体制構築に向けた多様な担い手の確保等を推進していく必要がある。

3 先行的に着手・実施している事項

(1) 移動支援に関すること

鳥取大学「交通弱者対応・公共交通維持プロジェクトチーム」への参画 (令和7年10月)	
具体的な取組	鳥取大学地域未来共創センター地域連携プラットフォームにおける「交通弱者対応・公共交通維持プロジェクトチーム」に参画し、移動支援サービスや公共交通維持について、鳥取大学の知見を生かし、行政とタイアップした具体的な取組を構築する。

(2) 身寄りのない高齢者に関すること

米子市身寄りのない高齢者等あんしんサポート事業（実証事業）の実施 (令和7年12月 ※予定)	
具体的な取組	やむを得ない事由により、民間事業者が提供する医療施設・福祉施設等への入院・入所手続等の支援や日常生活支援に関するサービスを利用する事が困難な高齢者等（身寄りのない高齢者等）に対し、これらのサービスを多様な主体との連携により提供する実証事業を実施。 詳細について議題3で説明

「シニアのための人生設計フェア」の開催 (令和8年1月 ※予定)	
具体的な取組	今後支援が必要となる可能性のある者に早期に備えてもらえる環境づくりとして、今後の人生設計などを考える契機づくり、本市独自のエンディングノート「私の人生手帳」の活用に向けた周知広報等を目的とした、準備をサポートするためのフェア（基調講演・情報提供ブース等の設置を予定）を開催。

(3) 生活支援に関すること

福祉事業者施設敷地内における家庭ごみ収集の導入（令和7年5月）	
具体的な取組	新たなごみ出し支援の一環として、ヘルパー事業者が利用者宅から排出された家庭ごみを持ち帰り、事業者施設敷地内で集積する場合、本市委託業者が「家庭ごみ」として収集を行う事業を実施。

具体的な取組	米子市福祉事業者ごみ出し拠点整備事業の拡大（令和7年10月）
	拠点施設に、「弓浜地域老人福祉センター」を追加するとともに、居宅への訪問により介護サービス等を提供する事業者を幅広く対象とするため、対象事業者に定期巡回・随時対応型訪問看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、訪問介護従前相当サービス、共生型訪問型サービス等を追加。

具体的な取組	総合事業「訪問型サービスB」の導入（令和7年9月）
	地域の多様な主体(自治会及び自治会の組織内の団体、有志による市民団体、ボランティア団体、特定非営利活動法人、社会福祉法人等)によって提供される、市内に住所を有する要支援者等に対して定期的に実施する生活支援サービス（掃除、ゴミ出し、草取り、庭木の剪定、洗濯、一般的な調理の援助、買物等）の導入

(4) 地域における通いの場に関するこ

具体的な取組	総合事業「通所型サービスB」の充実強化（令和7年9月）
	実施団体の登録要件の拡大及び提供するサービス・活動の柔軟化を行い、通所型サービスBの活用促進を図った。また、通所型サービスBの担い手拡充に向け、地域包括支援センターと連携し、地域の多様な機関・団体等に対して周知等を行った。